



排出者の処理状況確認方法

質 問

- ① 相談者：建設工事会社
- ② 相談案件：排出者の処理状況確認
(改正法第12条の7項)
- ③ 相談内容：
 - ・処理状況の確認とは何をすることか。
 - ・必要な措置とは何をすることか。

回 答

処理状況の確認とは、委託先の処理施設の能力、許可の処理内容などを排出者の立場で確認すること。
排出事業者として適正処理の状況を判断する努力義務であり、必ずしも現地確認までを要求してはいない。

必要な措置とは処理状況の確認に基づき適正処理の対策を講ずること。

